

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) のご案内

「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」は、台東区が行う介護予防事業です。
いつまでも元気で自立した生活を営むために、一人ひとりの状態にあわせた事業やサービスが利用できます。

また、介護保険の要支援1・2の方向けのサービスの一部も利用することができます。

総合事業とは？

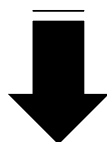
総合事業の内容には「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」があります。

サービス・活動事業

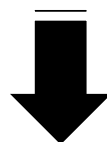
高齢者等の日常生活の自立を目的とし、訪問型サービスや通所型サービスを行います。

一般介護予防事業

高齢者等が日常的に介護予防に取り組めるように、介護予防の教室を開催したり、活動する場の情報提供などを行います。



サービスを利用できる方



- ①要支援認定を受けている方
- ②65歳以上の方で、基本チェックリストの実施により事業対象者と判定された方

65歳以上の方、介護予防に関心のある方が利用できます

2つの事業はそれぞれ利用できる方の対象が異なります。

また、サービス利用の流れも異なりますので、詳しくは裏面をご覧ください。

サービス・活動事業の内容

訪問型サービス

高齢者等の日常生活の自立を目的とし、ホームヘルパー等が訪問し、調理や掃除などを利用者とともにいき、自立を援助します。

訪問型サービスは、区が指定する訪問介護事業者が提供します。

<サービスの概要>

	訪問型サービス	訪問型サービスA (基準等を緩和した訪問型サービス)
サービス内容	●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や補修 ●薬の受け取り ●入浴の介助(見守り) ●外出の見守り など	●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や補修 ●薬の受け取り ※入浴・外出・排泄・服薬の介助は原則対象となりません。
提供時間	1回45分～60分程度	1回45分以内
対象とならないサービス	本人以外のためにすることや、日常生活上の範囲を超えることは対象になりません。	
	(例)・本人以外の家族のための家事 ・草むしり、花木の手入れ ・ペットの世話 ・大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など	
	・模様替え ・来客の対応 ・洗車	
サービス提供主体	区が指定する訪問介護事業者	
サービス提供者	ヘルパー有資格者	ヘルパー有資格者以外にも一定の研修を受講した従事者が提供することもあります。

サービス・活動事業の内容

通所型サービス

高齢者等の日常生活の自立を目的とし、通所介護施設において、運動器の機能向上の取り組みや食事、入浴などの日常生活を援助します。

通所型サービスは、区が指定する通所介護事業者、または区が委託する事業者が提供します。

＜サービスの概要＞

	通所型サービス	通所型サービスA (基準等を緩和した 通所型サービス)	通所型サービスC (短期集中予防)
サービス内容	●体操などの生活機能向上 ●レクリエーション ●食事 ●入浴 など	●体操などの生活機能向上 ●レクリエーション ●食事 など ※入浴はサービスに含まれません。	●複合型プログラム (運動器機能向上、 口腔機能向上、栄養改善) ●転倒予防(個別指導) ※原則3か月のサービス提供となります。
送迎	原則送迎を行います。		送迎は行いません。
提供時間	2時間以上	2時間以上5時間程度	2時間程度
サービス提供主体	区が指定する通所介護事業者		区が委託する事業者

一般介護予防事業の内容

65歳以上の方または介護予防に関心のある方が利用できる事業です。

詳しい内容は、「今すぐ実践!!シニアガイド」をご覧ください。「今すぐ実践!!シニアガイド」では、一般介護予防事業の他にも仲間づくり・生きがいくりのための教室、地域の自主活動などの情報を掲載しています。

【主な配布場所】

- ・台東区役所(2階 高齢福祉課介護予防担当等)
 - ・各地域包括支援センター
 - ・台東保健所、各健康増進センター
 - ・老人福祉センター、各老人福祉館
 - ・生涯学習センター、各社会教育館
 - ・各区民事務所、各地区センター
- ※台東区のホームページでも閲覧できます。



サービス利用の流れ

区内在住の65歳以上の方または40歳以上で特定疾病に該当する方

最寄りの地域包括支援センターへご相談ください。

要介護認定申請

地域包括支援センターで
基本チェックリスト※1による判定
(65歳以上の方のみ)

訪問調査・医師の意見書をもとに、要介護認定審査

要介護認定

要支援認定

非該当

介護保険サービス
(介護給付)

介護予防サービス
(介護予防給付)
※2

身体状況等により、
サービス・活動事業の利用
が望ましいと判断された方

身体状況等により、
一般介護予防事業の
利用が望ましいと
判断された方

介護予防ケアマネジメント
(ケアマネジャーによるケアプラン作成など)

総合事業

サービス・活動事業

一般介護予防事業

※1 基本チェックリストとは7分類25項目の質問から構成される心身状況等を把握するための簡易なチェックリストです。

※2 要支援認定を受けている方でも訪問看護や福祉用具貸与などの予防給付と併用して総合事業のサービスを利用することもできます。

詳しくは、お近くの地域包括支援センターまでご相談ください。

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区福祉部高齢福祉課

電話:03(5246)1295 ホームページ: <http://www.city.taito.lg.jp/>